

令和元年度生駒市人権施策審議会（第2回）会議録

日 時 令和2年2月20日（木） 午前9時30分～午前11時00分
場 所 生駒市役所4階 401会議室
出席者
委員 丹羽会長、山崎副会長、石倉委員、渋谷委員、石川委員、安田委員、
芝下委員、山口委員
欠席者 山田委員
事務局 奥田市民部長、向田人権施策課長、西川人権施策課長補佐、塚崎人権施策係長、
華井人権施策係主査
※会議公開（傍聴者数1名）

【会議の内容】

（事務局）＜開会、公開の了解＞＜議事録公開＞＜資料確認＞＜録音許可＞＜傍聴者報告及び傍聴許可確認＞

（各委員）＜了解＞

（会 長）＜会長挨拶＞

（事務局）会議については、「生駒市人権施策審議会規則第5条第1項」により会長が進行

（会 長）案件1「人権施策実施プログラムについて」、事務局から説明願います。

（事務局）＜案件1「人権施策実施プログラムについて」説明＞

前回11月8日の人権施策審議会の意見を踏まえた見直し修正

- ・見やすくするために字の大きさを7ポイントから10ポイントに変更
- ・字の大きさの変更に伴うページ数増加もあり類似事業をひとつに集約
（前回は全62p、今回は全93p）

- ・事業実績をできるだけ数値で追加記載（下線部）
- ・主要な修正及び集約事業の説明

20番「情報モラル教育」、42番「家庭教育支援チームによる取組」、50番「広報紙等での人権啓発の推進」、81番「人権教育推進協議会理事研修」82番「職場環境整備促進」、84番「職員研修 管理職向け」、85番「職員研修 新規採用職員向け」86番「職員研修」、201番「車いす、老眼鏡及び庁舎内ローカウンター（車いす対応型）の設置」、250番「公園施設・市内公園園路等改修工事」、261番「採用試験時の障がい者対応、知的・身体障がい者を対象とした者の職員採用試験の実施」、264番「点字による氏名掲示及び点字投票制度」

（会 長）今日ご欠席の委員から実施プログラムに関するご意見ご質問が提出されています。

提案1は会議録についてですので最後に審議し、問1～20について事務局から現状・対応について説明を受けて委員の意見を諮りたい。

(事務局) 問1は、「第2次基本計画」とそれに先立つ直近の「市民意識調査報告書」のホームページへの掲載の件です。市ホームページの「市政情報」の「市の計画」に掲載していましたが、別にある「人権」のページに未掲載というご指摘です。ご指摘をいただいて現在は「人権」のページにも掲載しています。また、「人権」のページについて整備、改善とのご意見をいただいていますので、リンクやバランスなどを考えて、より良い見やすいホームページとなるように整備を図ります。

問2は、「第2次基本計画」と「市民意識調査報告書」のホームページへの掲載のタイミングが遅いというご指摘です。2019年3月に計画が策定された後、冊子体、概要版の形態で原稿を作成し、校正等を行い、納品された最終データを掲載したため、この時期となりました。

問3は人権施策実施プログラムのホームページ掲載と「人権」の項目からのリンクです。「人権施策審議会」のページに資料として掲載していますが、「人権」の項目からのリンクも検討させていただきます。

問4の人権教育及び人権啓発推進本部とこのプログラムの経緯については、人権教育及び人権啓発推進本部事務局が人権施策課となります。事務局から庁内各課に今回のプログラムの作成、内容を依頼して、提出されたのが今回のプログラムの原案となるものです。その中で必要に応じて確認や調整など各課とヒアリングを行い作成したものを、前回の11月の人権施策審議会で諮り、その時いただいたご意見を踏まえて、今回の案件1でご説明したように修正したプログラムを作成という経緯となります。

(会長) ここで、一旦止めて、今までのところで何かございますか。

(意見なし)

よろしいですか。では続けてください。次からは具体的なプログラムのこととなります。

(事務局) 問5以降は具体的な内容に関わってきます。できるだけご意見を取り入れていきたいと思えます。そのためには現在のプログラムをきちんと検討して全体的に大きく見直さなければ難しいので、お時間を頂戴して次回の審議会までにご提案できたらと思えます。

問5は事業件数のまとめ方です。プログラムに記載されている10の分野は、基本計画に則った女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの10の分野です。ご意見ではこの分野に沿った事業件数をということです。今回、新規、廃止、継続だけではなく、案件1で説明しましたようにページ数の関係もあり集約や見直しを行ったので、件数を書くとわかりにくいのはずしましたが、次回考えさせていただきます。

問6のプログラム個票の記載項目で11月にお配りしたものでは、令和元年のところが「事業計画・目標値」となっていたものが目標値がはずされている件ですが、今回お配りするのが2月になり、目標値はそぐわないことと項目を縮小しないと1ページに収まらないため「目標値」をはずしましたが内容は同じです。次回からはまた「事業計画・目標値」と記載します。

問7のアイウエオの分類については、ここで書いていただいている85ページの犯罪被害者の項目がわかりやすいのでご覧ください。このアイウエオの分類は基本計画の中での各分野、その中での各項目として記載しています。犯罪被害者のところでのご指摘は、アイウエと4分類ありながら2つの事業しか掲載されていないことですが、事業によっては複数該当しているものもございます。85ページの新規事業329は犯罪被害者等支援条例の4月施行に伴い新しく行っている事業をまとめたものです。R元年度事業計画で「相談窓口を設置し、」となっていますが、相談窓口を設置して「適切な支援」を犯罪被害者支援センター等と連携して行っていく仕組みを整えています。続いて「各種啓発活動を実施」となっていますが、犯罪被害者支援センターや警察と協力して街頭啓発、リーフレット作成配布等も行いました。これが「イ地域への理解と配慮」「ウ啓発事業の推進」にあたります。そして「エ犯罪被害者等支援条例の制定」の「制定」は、基本計画の中でエはこの文言を使っているのですそのまま使っていますが、基本計画の中では項目説明で、「制定」「4月1日施行」と続きますので、施行して推進していくという意味です。329はそういうことをすべて含めたものとなりますので、2事業しか記載はありませんが、アイウエすべての項目を行っています。また328のチャリティーコンサートも「イ地域への理解と配慮」「ウ啓発事業の推進」にあたり、広くはエにもあたります。アイウエの項目についても掲載の方法を考えてみたいと思いますが、アの項目の該当事業、イは…とすると重複事業が多いので非常にページ数となり難しいと思いますが、例えば329はアイウエに該当するという書き方はできると思いますので、記述の方法を考えてみたいと思います。

問8は重複について以前は掲載箇所の記載があったのに今はないということです。以前の書式ではありましたが、何ページに記載という記述だけでわかりにくく、ページをいったりきたりしなければわからないというものでした。記載するならページ数だけではなく、障がい者の項目に記載されていて何ページの高齢者の項目にも記載があるということがわかる方がよいと思います。項目とページが増えるのが課題ですが、どうすればよいか考えさせていただきます。

問9の廃止事業の掲載ですが、以前は右端に廃止、継続、新規の項目がありましたがほとんどが継続でした。字を大きくした関係でなるべくまとめられるものと考えて、この項目をやめて新規は太枠で囲んで【新規】と記載しました。廃止については、見直して新たな事業としたり、類似事業をまとめるなどいろいろなパターンがあるので、単純に廃止という書き方をすると、「なくなったのか」という前回の審議会での質疑がありましたので、誤解を招かないような書き方を考え、また、どのようにページ内に収めるかを検討します。

問10の成果指標、達成度についてです。第2次基本計画における評価指標は68ページに、例えば「人権教育・啓発の推進」については市民意識調査による設問で5年以内に自分が人権侵害を受けたを選択した割合を30年度の14.3%から下げることが目標とするというような指標が載っています。これは市民意識調査を踏まえての回答数値であ

り、毎年行うのは難しい状況ですので、今後5年、10年の単位で調査していきます。それ以外の成果指標について、主要な項目について行うのかとか、目標の達成度をどのように評価していくのか考えさせていただきます。この後、目標値の質問があります。

問11で前年同様や例年どおりといった記載が多いが、目標値の記載をというご意見です。できるだけ目標値や実績値を書いていただきたいと各課にお願いして今回追加したものが、案件1で説明した下線部分です。目標値については数値目標をあげることが難しい項目もありますが、できるだけ数値目標での記載を今後も各課にお願いします。

問11-1の3ページ事業番号1をご覧ください。事業内容として、市職員、企業、地域のコミュニティ及び市民を対象としているのであれば、3つの対象ごとの実績を掲載すべきいうことです。所管課に確認したところ、企業、地域のコミュニティ及び市民を対象とした数値は市内全域での把握が難しく、市が行った数値のみを記載したとのことです。プログラム全般の目標値についてどのように盛り込むかプログラムを新たに見直したいと思います。

問12についての推進本部や関係部局の認識です。今回のプログラム作成にあたり、各所管課に照会する時に、第2次基本計画ができたので、この計画や第6次総合計画などの趣旨を踏まえ、実績等を踏まえた総括や新しい動きを見据えて積極的に見直してくださいと依頼文に書いております。それをご理解いただき、認識された上で提出いただいていると思いますが、今後、なお周知に努めたいと思います。

問13の記載内容に所管課と調整や意見がどのように反映されているかということですが、各課とヒアリングをして、わかりにくい点、数値目標の掲載、類似事業の集約、未記載事業の記載可否確認などのやりとりを行い、反映したものが今回のプログラムとなります。

問14の取組の確認ですが、プログラム策定の調整内容については、先ほど申し上げたような調整を行い、今回のプログラムとなっています。各課は意義や趣旨を理解されているとは思いますが、さらに周知や説明を図ります。

問15ですが、来年度予算案を作成し、3月の議会で諮りますが、今回のプログラム掲載事業について予算措置が必要なものについては所管課が計上しているところです。

問16の参加型子ども安全研修について4ページをご覧ください。前回と記載内容が変わっている理由をということですが、前回はCAPプログラム活用という記述で実施なしでしたが、同じ内容の関係機関の出前授業等は開催されていたので、それを追記して実施回数を記載したのが異なる理由です。

問17のいじめ問題対策連絡協議会でどのような協議がなされたかということですが、ホームページでの協議会会議録の発信などを所管課と相談いたします。

問18の人権に関する広報について16ページをご覧ください。広報紙に何回掲載したか記載がないということですが、月に一度の広報紙で、行事や啓発、犯罪被害支援条例施行など、毎回数件掲載しています。件数をカウントして書かせていただきます。

問19の犯罪被害者等支援条例の項目の事業の中止について85ページをご覧ください。

犯罪被害者支援チャリティーコンサートが R1 年度中止と記載していますが、犯罪被害者支援センター、生駒警察署、そして奈良県警と協力して開催予定でしたが、天皇陛下ご即位に伴う奈良でのご参拝の時期に重なり、警察は警備のため多忙となり今年は中止となりました。ただ、生駒警察署犯罪被害者支援連絡協議会等が 12 月に生駒駅前コンサートを行われたとのことですので、その記載をいたします。

問 19-1 は「犯罪被害者等支援条例の制定」について、「制定」ではなく「推進」と変更した方が好ましいというご意見です。先程ご説明したように基本計画に書いてある項目の文言をそのまま使いましたが、ここでは「制定（推進）」のように（ ）書きで追記いたします。

最後の問 20 ですが、人権侵害の救済に関する法律制定要求活動に R2 年度は参加の方向で現在考えております。

以上です。

(会 長) 委員からの質問に対する回答について何かご意見がありますか。

(意見なし)

見てわかりやすくというのが全体の主旨ですね。

それから欄は、「事業計画」、「進捗状況」、「事業実績」と並べばいいが、年度途中なのでわかりにくく、当初の計画がこの表から見えにくい。継続事業は現状通りということで逐一書く必要がないにしても、今の段階で挙げるのであれば、現在までの進捗状況を挙げてもらった方がわかりよい。ただ、ホームページアップ用に、別途加工した書式を作ると大変でしょう。

(事務局) 前回お配りしたものは、平成 30 年度の計画と実績がわかるように、平成 30 年度計画も載せたが、字を大きくして一行に収めるため省いた。今後再考する。

(会 長) 「事業計画」「事業実績」と年度ごとに続けて作成し、審議会資料は、必要部分だけ印刷すればどうか。前々年度の実績まで必要なのか。その部分がなくなると、今年度の進捗状況という形でもう一項目加えられる。

(事務局) 3 年毎に実施している事業もあり、2 年分の記載では事業が行われていないように見えるものもあったが再考します。また、おっしゃるようにデータとペーパーを分ける方法もあると思います。データではポイントの拡大が可能だが、プリンアウトしたものでしか見られない方もいらっしゃると思うので、データかペーパーのどちらを主体で考えるのか、皆様のご意見をお伺いしたい。

(会 長) エクセルで作る段階ではそういうデータ処理をしてもらって、どこの部分が見えるような PDF を作るかは工夫してもらえれば良い。前回と比べると今回だいぶ見やすくなった。委員からの要望については、他に意見がなければよろしいですか。

それでは、他の点でご意見があれば。

(委 員) ひとつは、2019 年度のことを今のこの段階でどこまで聞けるのか。前年通りに実施という部分が目立ってしまっているが、前年通り実施してどこまでどんな事ができたのかを記載されている方がより鮮明になる。

もうひとつ、2017年度は書面で記載する必要がない。データの画面上でだけ記載されていて、クリックすれば表示されるようにする方が見やすい。

全般的には前のものより非常にわかりやすくなった。ただ、今なぜ2019年度のことをしてるかというところが少しぼやけている。

(事務局) 今年度は第2次基本計画を策定したので、より良いものに見直すということで時間がかかりプログラムを審議会へ諮るのが11月になってしまった。11月の審議会のご意見を踏まえて様式を整え、来年度速やかに策定できるように、今回は実績報告というよりもプログラムの内容、様式についてご審議いただければと考えこういう形にしました。ページ数が増えてもやっている限り前年どおりでも記載した方が良いのか、あまり情報量が多すぎても見にくいので集約や取捨選択して主要なものに絞った方が良いのか、皆さんのご意見を伺いたい。

(会長) 昔と違って全部紙で印刷する訳ではないので、大部になってもいいからデータ上はきちんと残しておいた方が良く考えている。ただ、今年度の重点項目はどれかということが分かるようにして。

(委員) ネットで見る人が多いと思うので、ネットでは全部掲載して、もう少し詳しく知りたい人はクリックで開くようにする見せ方を外注できますか。

(事務局) 外注は難しいので、どこまでできるか検討してみます。

(委員) 「これ人権と関係あるのかな」というものが何個か見受けられる。網羅的な一覧になっていないといけないのか、人権の配慮があってやらなければならない事業なのかをもう少し整理されたら良いのでは。また、右に余白があり、もう少し列を広げればページ数も減ると思います。

(事務局) 各課にヒアリングして、これはどうかと思われる事業は外したが、まだ何点かあるので、委員がおっしゃるように、中身を精査してもっと主要なものに絞って見直しをしていくかご意見をいただきたい。

(委員) 人権施策課が主催のプログラムと違って、それ以外の担当課が行う事業では、人権的配慮がある事業を回答するよう各課に説明しないといけないと思う。例えば86ページのインターネットの人権侵害の情報モラル教育については、法務局が主催の事業は人権的配慮から実施されるが、通信事業者が主催の事業に人権的配慮はあまりない。

今回の事件でいうと、4ページの参加型子ども安全研修で、平成30年度は小学校5校・中学校3校で、令和元年度の事業計画は前年度通り実施と書かれているが、こういう事業と情報モラルを併せたプログラムをきちんとやっていかないと今回のような大きな事件になり、子どもの人権が失われてしまう。情報モラルや安全研修をもっとしないと。安全研修で言えば、市内20校あるのに平成29年度で6校、平成30年度で8校しか実施していない。第2次基本計画策定審議の際に、インターネットがほとんどの問題の根っこにあるという協議をしていたにも関わらず、86ページインターネット等による人権侵害に関する取組項目が3つしかないというあたりを来年度しっかり考えてもらいたい。子どもたちへの人権に対しての教育的な取組はしっかりやっていってもら

いたい。

それから、今回の報道では、学校名がでないようにもっと子どもの人権について配慮してほしいと報道に言う必要があると思いました。

(事務局) 所管課も情報モラルなどの取組を考えているようです。

(会 長) 来年度の事業計画はいつ策定されますか。

(事務局) 毎年5月の連休明け頃に各課に照会をかけて取りまとめていきます。

(会 長) そのタイミングで審議会を開催しないと意味がない。

(事務局) 各課から1か月を目途に回答をいただき、そこから内容確認や精査をして書式を整えていく時間がかかるが、来年度はできるだけ速やかに諮らせていただきます。

(会 長) その時には、前年度の事業計画・事業実績、それから今年度の事業計画という表形式にしてもらえれば。数値化されず、前年通り実施と書かれても意味がない。先ほど話があった参加型子ども安全研修で言えば、例えば全小中学校での実施を3年間で一周させる計画なら、今年度は小中学校で何校実施するなど、研修の場合はまさしく数値化した方が意味がある。

(事務局) 集約タイプが良いか大部になってもよいかについて、どちらがよいか皆様のご意見を伺いたい。

(会 長) ここで検討するにあたり、全件検討するのは難しい。今年度の重点課題を明らかにしてもらって、新規事業や従来から変更を加えるもの、継続だけれど引き続き重点課題だというものを挙げてもらって、そこを中心に話しあえばいい。

(事務局) プログラムとしてはできるだけ大部でも残して、議論の対象としては取捨選択や重点度が分かるようなものという事ですね。

(会 長) そういう形でもよろしいですか。

(委 員) 私たち審議委員会というのは人権的に配慮されているのかどうかを審議する会だと思っているので、先ほど会長が言われたとおり、それぞれの課から各事業についてどんな人権的配慮が必要なのか審議してくださいと挙がってきて、それを審議する方が理にかなっていると思う。ただ、気づいた点があれば審議できるように、一覧にはあった方がいい。あらかじめ事務局で判断していただいて、重点的にやるべきことを優先順位を決めた方がいいと思う。ただ、先ほどの情報モラル教育に関しても、講師によって内容や切口が違い、人権的配慮の有無は専門的知識を持っていないと分からない。高齢者、子ども、LGBT等の専門的な知識を持った方が委員の中でいらっしゃるとアドバイスできると思う。

(事務局) 皆さん専門分野をお持ちなので、ご意見をいただける貴重な場だと思っています。

(委 員) 早い段階で審議して、「ここはもう少し人権的な配慮をしっかりとってください」ということを言えるようにさせてもらえると、私たちも役割を果たせるのではないかと思います。

(事務局) 来年度はできるだけやってみます。

(会 長) その他いかがでしょうか。

(委員) ニュースに出た学校の盗撮事件ですが、あれは基本的に性犯罪です。だから、それに対する取組、教育をまずやっていただかないと。スマホで写真を撮るとデータが流出して危険ですというだけだと被害者は救済されない。

(事務局) 議会報告の際もこれは性犯罪、性暴力とのご意見があり、教育委員会もその観点は重々承知しており、来年度の取組ではその観点も踏まえて実施されると思います。

(委員) そのためには、被害者側の声を出しやすくするというところで、スクールカウンセラーの設置だとか、参加型子ども安全研修のCAPのプログラムを、とりあえず来年度は全校で実施されるぐらいのことはしないと。嫌なものは嫌だときちんと伝えられるようにしていかないといけない。今回の問題はスマホの使い方ではなく、それをやって良いか悪いか判断できるか、そこに人権意識があるか、人としての心の教育が必要で、そこが欠けていたのではないか。また、ただ実施したらいいという問題ではなく、どれだけ理解が進んだのかという実証を、実施した後のアフターフォローも必要になってくる。大きな事件が起きてからでは遅いが、他の学校に波及しないようにやっていかないといけない。また、学校名があんなに簡単に明かされるようなことが二度とないように注意していただきたい。

(事務局) 今、委員から意見のあった性暴力に関する取組ですが、今回の事件が起こる前から、DV・デートDV・性犯罪・暴力に関することを、小学校高学年・中学校から学校で伝えていってこそとのご意見もあって、男女共同参画プラザと学校で啓発リーフレットを配布したり、出前授業についての連携の話を進められていた。今回の事件もあり、その観点は重々認識した上で進めていると聞いています。

(会長) それでは、プログラムについてはご意見よろしいですか。ではこの件は終わらせていただいて、委員の提案にある会議録のあり方について、要約され過ぎていてわかりにくいところがあるので、できれば全言記録にして欲しいとの意見が出ています。国会は全言記録で、ネット配信もされています。今の流れの中で、意思決定過程はなるべく正確な記録を残すべきだというご意見だと思います。事務局で作成しているので、事務的などころも含めて説明いただき、審議会の意見を出していただければと思います。

(事務局) 生駒市において、議会は全言記録が原則で、ネット配信・ライブ配信もされています。審議会は、基本は要約での公表となっています。もし全言記録にする場合、議会は各発言者にマイクがあり、そこから録音できるので全てが鮮明に録音できますが、この審議会では1か所の録音だけで不鮮明であり、録音も増やす必要があります。また山田委員の意見書の中では、「発言を要約することはかなりの労力」と書いてくださっていますが、全言の文書起こしはなかなか大変な労力になります。また、全言のままでは話し言葉そのままでもわかりにくいので、簡潔にしたり、言葉を補ったりしたもので今公表している会議録よりもう少し詳しいものの検討はできます。皆様でご審議いただければと思います。

(会長) 個人的には、市全体での審議会の議事録の在り方について方針を決めてもらった方が本当は良いと思っています。審議会によって全言であったり、要約であったりというの

も行政の在り方としてどうかと思う。ただ、委員会の性格上要約でしか出せない委員会はそのような議事録を残すのは仕方がない。それ以外はどういう議事録を残すのか、個々の審議会で考える前に市の方針を持って決めておいた方がいい。大きな流れというのがあるので、なるべく全言議事録に近づける議事録にすると一旦確認をした上で、市全体の方針の確認をお願いします。

(事務局) 平成30年5月付の「付属機関及び懇談会等の取扱いに関する手引き」の文書の中で、『会議録については、事務の効率化を図るため、要旨を作成することとし、逐語会議録の作成はできる限り控えてください。』と記載されています。

(委員) 生駒市全体の審議会等の会議に関することですか。

(事務局) そうです。ホームページで公開もしています。これに基づくと要旨記載が原則になります。

(会長) 全言記録というのは、委員のだれが言ったかの特定も含めてですよね。そこを「委員」として発言者を抽象的な表現にすることも要約です。でも、たしかに行政の効率的な運営も半分ありますが、行政の民主的な統制という観点からすれば、なるべく詳しい方がいい訳ですから、それに近づける形での要約ということで、もう少し詳しく、なおかつここで何があったかはっきり分かる議事録ということを中心掛けていただくということを、ここでは確認したいと思います。

(事務局) わかりました。委員のお名前は掲載せずに「委員」という表記でよろしいですか。

(会長) はい。委員からの提案については、そういうことで対応をお願いしたいと思います。その他何かありますか。

(事務局) 今回の「第2回の会議録について」(案)が作成で次第、後日、委員の皆様へ送付させていただきますので、ご確認のほどお願いします。

またよろしければ、業務効率化のため、この会議録案の送付から、皆様にメールにて資料を送信させていただきたいと思います。ご了解いただけましたら、会議終了後、事務局で把握していない方のアドレスを伺います。郵送ご希望の方は、今までどおり郵送させていただきます。

(会長) 事務局から、第2回の会議録案について説明がありましたので、でき次第送信がありますので、ご確認いただいて、訂正がありましたら事務局までご連絡をいただけたらと思います。

(事務局) 会議録案は先に会長に見ていただかなくて一斉で構わないですか。

(会長) 全委員に会議録案の一斉送信で構いませんので、ご確認をお願いします。

ではこれで、今回の人権施策審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

<閉会>